



# 令和4年度 つながり続ける地域・ 社会づくり活動特別助成事業

【応募締め切り】令和4年12月2日（金）

## 01 助成の対象団体

県内に所在し、県民を対象としてO2に記載の事業を行うボランティアグループ、市民活動団体、NPO法人、自治会、社会福祉法人等。

ただし、申請時に活動を始めてから概ね1年以上を経過している団体とします。

## 02 助成する事業

コロナ禍に起因した困窮や孤立などの福祉課題を抱える人たちに対する活動。

- 衛生対策をとりながら対面や電話などによる各種相談、情報提供
- 子ども食堂やフードパントリーなどの食支援、学習支援、居場所づくり活動
- コロナに起因して顕在化した困りごと解決に向けた臨機に実施する活動
- その他茨城県共同募金会会長が必要と認める支援活動

## 03 助成の内容

助成額総額300万円

30万円以内で、申請事業に係る費用のうち1割以上の自己負担があること。

## 04 助成対象経費

コロナ禍による課題解決を行う支援活動に必要な経費を対象とします。ただし、行政等の公的財源が見込まれるもの（費用が区分できるものを除く）を除きます。

## 05 助成の申請方法

①応募を希望する場合は助成申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、市町村共同募金委員会（社会福祉協議会の中にあります）に2部提出してください。

※応募様式は「茨城県共同募金会」のホームページからダウンロードしてください。

②募集期限 令和4年4月1日～12月2日（金）

ただし、受付期間であっても助成総額に達した時点で終了とさせていただきます。

③申請書の受け取り後、申請内容確認のためご連絡を差し上げることがあります。

## 06 助成金の交付決定

①申請のあった事業については「茨城県共同募金会配分委員会」で審査のうえ、助成金を決定します。

②交付を決定した場合には、特別助成決定通知書により通知します。

## 07 助成金の送付

助成金は、原則として助成事業が終了しその額が確定した後に支払います。

ただし、事業の円滑な遂行上必要と認めるときは事業者からの申請に基づき助成金を全額概算払いします。

## 08 実績報告書の提出

①助成を受けた団体は、事業完了後1カ月以内若しくは令和5年3月31日（金）までに事業完了報告書（様式第4号）を茨城県共同募基金会に直接提出してください。

②活動を通じて得られたノウハウを広く役立てるため、本会ホームページなどで照会するとともに、他機関や団体等に情報提供をすることがありますのでご了知おきください。

③本会で開催する行事等で取り組みの概要などを報告していただくことがあります。

## 09 助成金の取り消し

①助成金に残額が生じたときは返還していただきます。

②次の各号に該当すると認めるときは交付決定の取り消し又は変更し、既に交付した助成金の全部または一部を返還することになります。

ア) 助成金を用途以外の用途に使用したとき

イ) 事業を中止したとき及び事業を実施する見込みがなくなったとき

ウ) その他会長が不適と認めたとき

## 10 応募問合せ先

### 社会福祉法人 茨城県共同募基金会

〒310-0851 水戸市千波町 1918 茨城県総合福祉会館内

電話：029-241-1037 FAX：029-244-1993 Meil：iba-cc@atlas.or.jp

HP: <http://akaihane-ibaraki.jp>

詳しくは

茨城県共同募基金会

検索

赤い羽根  
IBARAKI